

## 多様な事業体への出資に係る持分の評価

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学経理研究所 公開日: 2009-04-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川田, 剛 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/4700">http://hdl.handle.net/10291/4700</a>

## 多様な事業体への出資に係る持分の評価

川 田 剛

キーワード：多様な事業体、法人格を有する事業体、法人格を有しない事業体、任意組合、匿名組合、合同会社

### 目 次

1. はじめに
2. 多様な事業体とは
  - (1) 法人格を有する事業体(組織体)
  - (2) 法人格を有しない事業体(組織体)
3. 多様な事業体がなぜ問題とされるか  
——特にその持分評価との関係で
  - (1) 多様な事業体を利用した租税回避
  - (2) 多様な事業体への出資持分の評価
  - (3) 外国の多様な事業体を利用した租税回避と評価
  - (4) 多様な事業体の出資持分評価に伴う問題点
4. 税務における株式、出資持分等の具体的評価方法
  - (1) 法人格を有する事業体への出資持分等の評価
  - (2) 相続税及び財産評価基本通達における非上場株式、出資持分等の評価
  - (3) 所得税、法人税における非上場株式、出資持分等の評価
5. 商(会社)法、企業会計等における多様な事業体への出資持分等の評価
  - (1) 会社法等における評価
  - (2) 企業会計における評価
6. 多様な事業体への出資持分の評価のあり方
  - (1) 評価の必要性
  - (2) 多様な事業体の出資持分等の評価のあり方
7. むすび

## 1. はじめに

近年、任意組合や匿名組合、特定目的会社、LLPなど、従来の会社と異なったいわゆる多様な事業体が注目されるようになってきている。これらの事業体の多くは、税務上パス・スルー扱いとなっており、事業体自体は納税主体となっていない。すなわち、所得税法上または法人税法上はその構成員に着目し、構成員が個人であればその構成員に対し、個人所得税を課し、法人であれば法人税を課すということである。

しかし、その構成員が死亡したり、構成員間で争いが生じ、株式又は持分の買収請求等がなされる可能性もある。然るに、それらの出資持分又は株式等についての評価方法等については、現在までのところ確立した方法が存在していない状況にある。

そこで、本稿では、これらの多様な事業体の現状及び持分評価のあるべき姿について考慮してみることとしたい。

## 2. 多様な事業体とは

複数の者が集まって何らかの事業活動を行おうとする場合、そこでは何らかの形で組織体が形成される。しかし、それらの組織体をどのような形で組成するかは、事業目的の如何によって異なってくる。

ちなみに、現在わが国で用いられている組織体には、株式会社、有限会社などのように法人格を有するものと、任意組合、匿名組合、人格のない社団などのように法人格を有しないものがある。

### (1) 法人格を有する事業体（組織体）

#### ①従来事業体（組織体）

法人格を有する事業体は、出資者の責任限度に応じ、出資者の全員が間接有限制となっている「株式会社」及び「有限会社」と、出資者が無限責任社員と有限責任社員で構成される「合資会社」、出資者全員が無限責任を負う「合名会社」の4つに区分される。

これらの法人格を有する組織体は、その人格に着目して、税を課すシステムとなっている。すなわち、現行の法人税制は法人格の有無に着目して課税対象とするか否かを決定しているということである。また、これらの法人が支払う配当については、損益算入が認められていないため、法人税課税後の利益から配当がなされるということになる。

ただし、最近では、法人格は有しているものの、利益90%超を配当に充てることを条件に支払い配当について損益参入が認められ、結果的にパス・スルー課税扱いとなっている組織体も認められるようになってきている。<sup>(1)</sup>

## ②新しい組織体(合同会社)

合同会社(日本版LLC)制度は、平成17年の会社法制定に伴い、創設が認められた新しい事業体である。

この事業体は、日本版LLCとも課され、内部自治等の面で大幅な自治(自由化)が認められ組織体であり、米国の有限責任会社(Limited Liability Company)をモデルにした制度である。ちなみに、外国のLLC制度は、法人のメリット(人格あり)と組合としての良いところ(内部自治の柔軟性)とを兼ね備えた組織体として、1980年代に認められるようになった制度である。LLCの具体的なメリットは次のような点にあるとされている。

イ 組織体自体に法人格が認められていること。

その結果、法人の場合と同じように当該組織体自体が構成員と孤立した形で契約することができる。

ロ 出資である社員は全て有限責任制となっていること。

この点でも、株式会社や有限会社の場合と同じく誰でもが簡単に投資者としてそれらの組織体に参加することが可能である。

ハ 会社の内部関係についての組分的規律が適用されていること。

そのため、意思決定と損益配分について自由に決定する事ができるほか、法人の場合のように面倒な手続きを終ることなく意思決定を迅速に行うことが可能になる。

ニ 選択によりパス・スルー課税が設けられていること。

その結果、投資者はLLCで生じた損益を直接自己の損益として取り込むことが可能になる。

このようなメリットが存在することなどもあって、米国ではその利用が急増している。しかし、わが国においては、④のパス・スルー課税は認められていない。そのため、その普及は米国ほどにならないのではないかともいわれている。なお、この部分の評価については、いまだ確立されたものは存在していない。

## (2) 法人格を有しない事業体(組織体)

### ①人格のない社団等

法人格を有する組織体以外の事業体としては、民法上の規定(民法667条)に基づく任意組合、商法上の規定に基づく匿名組合(商法535条)、社団ではあるものの法人としての権利能力を有しない組織体(いわゆる人格のない社団)等が存在する。このうち、人格のない社団等で代表者の定めのあるものについては、税務上は法人として扱われ、当該組織体自体に対して課税される(例えば所得税法4条、法人税法3条)。

なお、この種の組織体については、解散時に財産が誰に帰属するのかによって、持分

評価が決まってくる。

## ②任意組合

そもそも、組合は、数人が共同の事業を営むために互いに協力することを約することによって成立する(民法 667 条)。しかし共同事業の内容については特段の制限はない。そのため、営利活動のみならず非営利活動でも可能である。また、事業の継続性は要件とされないので一時的なものでも差し支えない。複数の建設会社が共同して一つの事業を請け負う共同事業体(いわゆるジョイント・ベンチャー)も、ここでのいう組合に該当する。<sup>(2)</sup>

法人の場合、社員から出資された財産は法人のものとなる。それに対し、組合にあっては、出資された財産は組合員の共有(より正確には合有)財産となる。<sup>(3)</sup>

また、組合員は、組合債務については無限責任を負うとともに、損益分配は組合間で自由に決定することが認められている。<sup>(4)</sup>

この種の組織体の持分の評価は、出資持分がどうなっているか及び解散時に財産の名義変更があるか否かによって異なってくる。

## ③匿名組合

任意組合と類似した組織体として、匿名組合がある。前者が民法をその根拠法としているのに対し、後者は商法(535 条)をその根拠法としている。匿名組合は、当事者の一方が相手方のために出資をし、その営業から生ずる利益を分配することを約することによって成立する契約である。<sup>(5)</sup>そのため、同じ「組合」という名称を用いても、両者には若干の相違点も存在する。

すなわち、任意組合にあっては出資者全員が無限責任とされているのに対し、匿名組合にあっては営業者のみが無限責任で、他の出資者は有限責任とされる。また、任意組合にあっては財産は全組合員の共有とされているのに対し、匿名組合にあっては組合員から出資された財産は営業者の財産となる。その結果、対外的な権利義務については全て営業者が負い、組合員は営業者の行為について、第三者に対し権利義務を有しないこととされている。<sup>(6)</sup>

また、任意組合の場合と異なり、各組合員間の相互連絡等は存在していない。しかし、匿名組合も広義には組合の一種である。そのため、営業者が得た損益は、組合員の出資比率等に応じて各組合員(匿名組合員)に配分される。

この種の組織体にあっては、当該組合契約に基づく組合員の出資割合及び損益分配割合がどうなっているかによって、評価に大きな差が生じてくる。

#### ④有限責任事業組合

平成17年の有限責任事業組合法の制定により、組合員の責任を限定(有限責任)しつつ、組合のメリットである損益分配等の柔軟性が享受できる組織体として、任意組合の特例組合である有限責任事業組合(日本版LLP)制度がスタートした。合同会社(LLC)と同様に、この制度も、米国や英国で広く利用されている組織体である有限責任組合制度(limited liability partnership)をモデルに、新たにわが国に導入されたシステムである。日本版LLPは、民法上の組合(任意組合)の特例組合として位置付けられている。ちなみに日本版LLPは、次のような特色を有している。

イ、出資者全員が有限責任とされていること。

(この点で、日本版LLPへの出資は、株式会社への出資に近い性質を有している。)

ロ、内部自治の原則が徹底されていること。

(この点で、「合同会社(日本版LLC)」と近い性質を有している。)

ハ、法人格は有していないこと。

(この点で株式会社や合同会社と異なっている。)

したがって組合自体が契約の当事者となることはできないが、税務上パス・スルー課税のメリットが享受できる。

なお、この種の組織体の評価は、基本的には任意組合の場合と同様である。ただし、任意組合の場合と異なり、出資持分を超える損失負担を強いられることはない。

#### ⑤投資事業有限責任組合

投資事業有限責任組合は、「投資事業有限責任組合契約に関する法律(いわゆるファンド法)」に基づき設立される組合の一種であり、民法上の組合の特例として位置付けられている。その意味で、日本版LLPと共通した位置付けとなっている。ただ、日本版LLPでは出資者全員が有限責任とされているのに対し、ファンドにあっては無限責任組合員と有限責任組合員が併存し、組合の義務は基本的に無限責任組合員が行うこととされている。すなわち、海外でいうリミテッド・パートナーシップである。

したがって、税務上においても、その性質に応じた特別の取扱いがなされている。すなわち、有限責任組合員にあっては、損失の持込みは出資持分以内に限定されている。<sup>(7)</sup>

なお、この種の組織体の出資持分の評価は無限責任組合員にあっては任意組合の場合と同様である。また、有限責任組合員にあってはLLPの場合と同様である。

#### ⑥信託

信託は、一方の当事者(委託者)が財産権の移転その他の処分をなし、他人(受託者)として一定の目的に従い財産の管理又は処分をすることによって成立する契約である。(信

託法)

このように、信託は特定された財産を中心とする法律関係であり、受託者が財産の名義者となる。その点で匿名組合に近い性質を有している。

信託の当事者は、財産の持分等である委託者と、それらの財産の管理等をする受託者及び財産の収益等を受受する受益者で構成される。しかし、信託の受託者には自己の名義となった財産の処分権はなく、一定の目的に従って管理又は処分する権利しか与えられていない。その点で、自己の名義にした財産等についてはその処分権も与えられている匿名組合の営業者と異なる。

最近、M&A や組織再編、株式移転、株式交換等の分野で株主持分や出資持分の時価評価が丈夫なポイントとして取り上げられるようになってきている。

この点に関し、信託に関する評価においては、受益者が誰であるかが信託の評価において重要なファクターとなってくる。

### 3、多様な事業体がなぜ問題とされるのか

——特に、その持分評価関係で——

多様な事業体は、租税回避手段として財産の評価下げを図り、相続税又は贈与税の負担軽減にも資する事が可能だという点で注目されるようになってきている。

#### (1) 多様な事業体を利用した租税回避

わが国においては、古くから、民法に基づく任意組合(民法 667 条)及び商法に基づく匿名組合(商法 536 条)という事業体が存在していた。これらの事業体は、法人格を有していないことから、それ自体は納税主体とならず、その構成員に直接課税されるいわゆるパス・スルー課税となっていた。しかし、これらの事業体は、法人格がないため契約当事者になることができないなど使い勝手が良くないとして、あまり活用されていなかった。

ところが、米国で流行していたリース取引、なかでも多額の借入金によってその効果を高める、いわゆるレバレッジド・リースの手法にこの種の事業体が使われるようになったことから注目されるようになった。そして、高額所得者又は高所得法人が、これらの事業体を通じて多額のペーパーロスを計上し、そこで生じたロスを他の所得と通算することにより課税所得を圧縮する行為が問題となった。

これらの税負担軽減行為のうちいくつかについては訴訟にもなっている。例えば、任意組合等を利用した映画フィルムリース事件<sup>(8)</sup>、航空機リース事件<sup>(9)</sup>などがそれである。このうち、前者については租税回避にあたりとされ、後者については納税者の主張が認

められて原処分（課税処分）が取消しとなった。そもそも、この問題の発端になったのは、この種の出資によりそこで生じた損失を取込み、相続税の財産評価の引下げを図るという行為である。すなわち多様な事業体を利用した課税回避は最終的には相続税の負担回避を目的としたものであったということなのである。

## (2) 多様な事業体への出資持分の評価

任意組合など多様な事業体は、それを利用して損失を取り込み、自己の所有する資産の評価引下げを図る租税回避の手段として多用され問題となった。そこで、平成17年の税制改正で一定の制限が付されることとなった。すなわち、任意組合等の特定組合員については、組合事業から生じる損失額のうち、調整出資金額を越える部分の金額が、損金の額に算入しないことに改められた。<sup>(10)</sup>これと並行して、資者の有限責任が限定されている有限責任事業組合の組合員についても、調整金額を超える部分の損失の取込みが制限されることとなった。<sup>(11)</sup>

## (3) 外国の多様な事業体を利用した租税回避と評価

多様な事業体を利用した租税回避は、国内の事業体のみに限らない。例えば、米国の法人のなかには、法務上は法人として取り扱われているにも拘らず、税務上は法人自体に課税されないいわゆるパス・スルー扱いとなっている事業体がいくつか存在している。

そこで、外国のこの種の事業体を利用して、わが国の投資家が多額の借り入れを行ったうえでこれらの事業体に投資をし、そこで生じたペーパー上の損失を自己の損失として日本に取り込むという手法が用いられるようになった。具体的には、米国で有限責任会社(LLC)又はリミテッド・パートナーシップを組成し、それらの事業体を通じた投資活動で生じた損失を、そのまま日本に取込み、他の所得と通算するというやり方である。

また、個人及び法人が共同出資者となって組成された米国の共同出資組織であるリミテッド・パートナーシップ(LPS)で生じたペーパー上の損失を取り込み、これを他の所得と通算していた事例もある。これらについても、課税当局がこの事業体(LPS)を法人と認定し、損失の取り込みを否認している。<sup>(12)</sup>

しかし、これらの事業体への投資者の最大のねらいは、損失の取込みによる財産評価の引下げにあったという見方が支配的である。

## (4) 多様な事業体の出資持分評価に伴う問題点

ところで、これらの多様な事業体への出資持分の評価にあたっては、税務上、もうひとつやっかいな問題が存在する。



それは、この種の事業体には上場されているものが殆んどなく、かつ、評価上参考とすべき取引相場もないということである。また、出資者間または出資者と事業体の間で株式又は持分等の売買や交換取引等が行われることがなく、たとえ取引等があったとしてもその例が極めて少ないため、市場価格といえるものが存在しない。したがってその適正時価をどのように決定すればよいのかという問題である。

#### 4. 税務における株式、出資持分等の具体的評価方法

##### (1) 法人格を有する事業体への出資持分の評価

法人格を有する事業体への出資持分の評価のうち、公開市場等で取引される持分等の評価には特段の問題はない。しかし、取引相場のない出資持分については、その評価が問題となってくる。法人格を有しない事業体への出資持分の評価についても、取引相場のない非上場株の評価と同様の問題が存在する。ちなみに、法人格を有する事業体への出資持分に係る評価について、相続税においては、財産評価基本通達により次のような基準で画一的な評価を行うこととしている。

##### (2) 相続税及び財産評価基本通達における非上場株式、出資持分等の評価

相続税法 2 2 条では、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、原則として当該財産の「取得の時における時価により評価する」旨規定している。<sup>(13)</sup>

またそれぞれの財産の具体的な評価については、法令に別途の定めがある場合を除き、原則として財産評価基本通達により評価することとしている。<sup>(14)</sup>

#### ① 原則的評価方法

##### イ 取引相場のない株式の評価

非上場株式のうち取引相場のない株式について、財産評価基本通達では、株式の持主が誰であるか及び発行会社の規模に応じ、それぞれに適した評価方法によることとしている。具体的には次のような評価方法である。<sup>(15)</sup>

##### (イ) 原則的評価方法(同族株主等の場合)

##### a. 大会社・・・原則として類似業種比準方式

この種の会社は、規模的にみて上場会社に近い性格を有している。そこで、その株式の評価にあたっては上場会社との均衡を図ることが必要と考えられる。このようなことから、これらの株式の評価にあたっては、原則として類似業種比準方式により評価することとしているものである。ただし、これらの株式が非上場株式であ

ることから売却処分の困難性等も考慮し、その価額の70%相当額を相続時の評価額としている。<sup>(16)</sup>

なお、類似業種比準方式よりも純資産価額方式によった場合の方が評価額が低くなる場合には、純資産価額方式によることも認められている。

ちなみに、同通達でいう大会社とは、①従業員が100人以上の会社、又は②イ、総資産価額10億円以上(卸売業にあつては20億円以上) ロ、直前期における取引金額が20億円以上(卸売業にあつては80億円以上)のいずれかに該当する会社である。(同通達178)

- b、中会社・・・大会社と小会社の併用方式 この種の会社は、大会社と小会社の中間にあることから、両者の評価方法が併用方式によることとされたものである。
- c、小会社・・・原則として、純資産価額方式 この種の会社は、個人企業者とそれほど変わることがないことから原則として個人企業者に対する財産評価方法である。純資産価額方式により評価することとしたものである。ただし選択により類似業種比準方式との併用方式を採用することも認められている。なお、その際は法人税相当額を控除することとしている。それは相続税にあつては、会社の解散を前提にしているため、清算所得に係る法人税相当額納付額の全額が出資者のネット取り分となるためである。

ちなみにここでいう小会社とは、従業員数が100人未満であつて、かつ、その業種内容に応じ、次のいずれにも該当する法人である。

区分の内容	純資産価額又は従業員数	直前期末期間における取引金額
卸売業	8,000万円未満又は従業員数が10人以下	2億円未満
小売・サービス業	5,000万円未満又は従業員数が10人以下	6,000万円未満
卸売業、小売・サービス業以外	5,000万円未満又は従業員数が10人以下	8,000万円未満

ロ 株式会社以外の方人格を有する組織体に対する出資金額等の評価

a、合名会社等

財産評価基本通達では、合名会社、合資会社又は有限会社に対する出資の価額についても、取引相場のない株式に準じて計算した価額によって評価することとしている。<sup>(17)</sup>

b、医療法人

同様に、医療法人に対する出資についても、その規模に応じ取引相場のない様式の評価に準じた評価を行うこととしている。<sup>(18)</sup>

ただし、医療法人にあっては、剰余金の配当が認められていないことから、類似業種比準方式にあってはそれを除いたところで計算することとされている。<sup>(19)</sup>

c. 組合等の出資金の評価

それに対し、企業組合、漁業生産組合その他これに類似する組合等に対する出資の価額については、課税時期におけるこれらの組合等の実情により、純資産価額をベースとし、出資持分に応ずる価額によって評価することとしている。<sup>(20)</sup>

ただし、農業協同組合や漁業協同組合や漁業協同組合などのような一般的な産業団体に対する出資の価額は、原則として、払出資金額によって評価することとしている。<sup>(21)</sup>

d. 信託受益権の評価

「信託」とは、財産の所有者がその移転又はその他の処分をなし、他人をして一定の目的に従って財産の管理又は処分を行うことをいうものとされている。<sup>(22)</sup>

そして、「信託」は、基本的には財産権の委託者(trustor 又は grantor)とその財産を引き受け、その管理と運用を任される。受託者(trustee)及び運用利益又は元本から生まれる利益の享受者(いわゆる受益者 beneficially)の三者で構成される。ただし、委託者と受益者は一致していることもある。信託の評価において特に問題となるのは受益権である。そこで、財産評価基本通達では、信託受益への評価について、次のような規定を設けている。<sup>(23)</sup>

- (1) 元本と収益との受益者が同一人である場合においては、この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額によって評価する。
- (2) 元本と収益との受益者が元本及び収益の一部を受けの場合においては、この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額にその受益割合を乗じて計算した価額によって評価する。
- (3) 元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合においては、次に掲げる価額によって評価する。

イ 元本を受益する場合は、この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額から、ロにより評価した収益受益者に帰属する信託の利益を受ける権利の価額を控除した価額

ロ 収益を受益する場合は、課税時期の現況において推算した受益者が将来受けるべき利益の価額ごとに課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に応ずる基準年利率による複利原価率を乗じて計算した金額の合計額

② 特例的評価方式(配当還元方式)

株主の中には事業経営への影響力を行使しえない者も存在する。このような者は、常

に配当を期待するだけである。そのため、同通達では評価の簡便性等も考慮し、特例的評価方式として、配当還元方式による評価を認めている。<sup>(24)</sup>

また、会社の状況等によっては、原則的評価方法に応じ得ない会社も存在する。そこで、これらの会社についても、別途評価方法が規定されている。<sup>(25)</sup>

### (3) 所得税・法人税における非上場株式、出資持分等の評価

#### ①所得税における評価

所得税において非上場株式等の時価(評価)が問題となるのは、イ、自己が所有している非上場株式等を譲渡した場合、ロ、有償による株式償却等に応じた場合、ハ、新株発行の際に他の者よりも有利な価額で割当てを受けた場合等である。しかし非上場株式等の取引が行われた場合における適正時価については所得税法上明確な評価基準は定められておらず、所得税法基本通達に規程が設けられているだけである。<sup>(26)</sup>

ちなみに、同通達では、売買実例の有無等に応じ、次のように規定している。

#### イ 売買実例のあるもの

最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額

#### ロ 株式公開途上にある公募入札等の価額等を参酌して通常取引であると認められる価額

#### ハ 売買実例のないもので規模等が類似する他の法人の株式等の価額があるもの

当該価額に比準して推定した価額

#### ニ ①～③に該当しないもの

発行人の純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額。

ただし、その場合であっても相続税財産評価における評価の場合と異なり、法人税相当額は控除しないこととしている。

なお、人格のない社団、共同組合、医療法人等への出資については通達においても特段の規程は置かれていない。そのため、この種の出資持分について譲渡が行われた場合には、財産評価基本通達の定めがそのまま適用されることになると思われる。

#### ②法人税における評価

法人税においても、非上場株の評価について法令上特に規程は設けられておらず、法人税基本通達で定めがなされているだけである。<sup>(27)</sup>

ちなみに、同通達では、法人が有する上場有価証券等以外の様式については、課税上弊害がない限り条件付きではあるが財産評価基本通達 178 から 189-7 までの例によって評価することを認めている。

イ 当該法人が中心的な

発行法人は常に「小会社」に該当なものとしてその株式を評価すること

ロ 発行会社が土地保有特定会社等である場合にはそれらの資産については「時価」によること

ハ 純資産価額方式により計算した場合、評価差額に対する法人税相当税を控除しないこと

なお、法人が出資者となっている組合等の出資持分についても、通達上特段の規定が設けられていないことから、所得税の場合と同様に、原則として評価基本通達で規定する評価方法がそのまま用いられることになると思われる。

したがって、税法の分野においては、それ以外の評価方法を採用していた場合には税務上承認されるリスクが高くなるということである。

これらからも明らかのように、税法の分野においては基本的に2つの方法をベースとしている。その方法とは、類似業種比準方式と純資産価額方式である。

しかし、市場性のある上場株式の場合と異なり、非上場株式、なかでも取引相場のない株式については、一物一価のような形で価格が成立する例は極めて少ない。

そのため、税務以外の分野においてはその適正評価をめぐって従来より種々の論争が行われてきている。

### ③企業組織再編時における時価評価

企業組織の再編は、形式的にみれば旧来の会社が消滅して新しい会社がスタートするなどの形で行われる。したがって、その際においても旧会社の財産の評価が必要となってくる。そして、これを税務のサイドからみれば、旧会社から新会社への移行は旧会社はその有する財産を新会社に売却したとみることができる。そのため、組織再編にあたっては原則として旧会社の含み益に対し課税が行われることとなる。しかし、それでは商法が目的とした組織再編が円滑に行われなくなってしまう恐れがある。

そこで、平成13年度の税制改正において、一定の案件を充足する組織再編については、これを税制適格再編として扱い、旧会社における譲渡損益を認識することなく簿価による新会社への引継ぎを認めることとした。組織再編における経理処理の方法としては、持分プーリング法とパーチャス法があり、前者については旧会社の有する資産について、原則として再編時に損益認識にせず、パーチャス法においては損益を認識することとしている。

しかし税務においては、たとえ持分プーリング法によっていたとしても、その組織再編が税制適格でない限り、再編時に時価を認識し、譲渡損益に対して課税がなされる。他方会計上はパーチャス法によっていた場合であっても、それが税制適格組織再編に該

当するものであれば、譲渡損益はないものとして取り扱われる。

## 5. 商(会社)法、企業会計等における多様な事業体への出資持分等の評価

このように、税務面においては、課税の公平性を確保する観点等から、基本的には画一的な評価方法が採用されている。しかし、実際の取引において付される価額は、取引相手や取引のタイミング等によって異なったものとなるのが通例である。そのため、それらの取引において付すべき適正な価額をどのように評価するかは、実務上最もやっかいなものひとつとされている。ちなみに、税法以外の分野で、取引相場のない非上場株式等の時価評価が直接問題となるのは、新株発行における第三者への有利発行、株式移転、株式交換といった株式自体に係る取引の場合である。しかしそれだけでなく、合併、営業譲渡、会社分割などといった会社組織の変更をもたらす場合にも時価評価の問題が生じてくる。また、最近流行している企業買収(M&A)や組織再編等においても、株式の価額が問題となることが多い。多くの場合、これらの会社には譲渡制約条項が付されている。その結果、株主からの譲渡承認要請が否決された場合の会社が指定した者への譲渡価額又は会社の買収価額も問題となる。

### (1) 会社法等における評価

税法以外の分野における取引相場のない株式等や出資持分についての評価方法のうち、会社法面においては、税法における取扱いと異なり、統一された方法は存在していない。

それは、実際行われている取引が、例えば株式の譲渡制限条項が付されている会社において会社が株主の希望する相手先への売却を拒んだ結果、株主から買収請求があった場合などに典型的に見られるように、取引が行われたときの状況、取引当事者の力関係等によって異なってくるためである。しかし、会社法等においても、一応の評価方法はきていされている。主な評価方法は次のような手法である。

#### ① 純資産法<sup>(28)</sup>

この方式は、基本的には税務で用いられている方法と同様であり、処分価額をベースとした評価方法である。この方式はさらに次のように細分される。

- イ 簿価純資産法・・・貸借対照表上の簿価～純資産によって評価する方法
- ロ 時価純資産法

- i 清算所得に係る法人税等相当額の控除を認めるもの～税務における相続税評価と同じ方法
- ii 清算所得に係る法人税相当の控除を認めないもの～税務における所得税、法人税と同じ評価方法
- iii a・b併用方式

## ②収益還元法

この方式は、法人を継続するものと考えるやり方であり、M&Aや営業譲渡に際して用いられる事の多い算定方法である。なお、この方式もさらに次のようにいくつかに分けられる。

### イ 収益還元価値法※1

一株(又は出資一単位)当たりの税予想取引後利益を資本還元で除する算定方法

$$\text{評価額} = \frac{\text{予想税引後利益※2}}{\text{資本還元率}}$$

※ 1 一時的には過去3～5年の実績をベースに将来を予測

※ 2 例えば長期利子率を控除 負担率の合計額としている例が多い

### ロ D、C、F法(ディスカウント・キャッシュフロー法)

この評価方法は米国で多用され、最近日本でも用いられることの多くなった算定方法であるが、税務では非関連者間の取引等を除き基本的に認められていない。

$$\text{評価額} = \frac{\text{キャッシュフローの割引現在価値の合計額}}{\text{発行済株式数}}$$

## ③その他の方法

簡便法として、配当や年間平均利益又は期末の一定倍率等を用いるやり方も用いられている。

## (2)企業会計における評価

日本公認会計士協会の株式等暫定評価マニュアルによる鑑定方法

同マニュアルでは、鑑定評価方式として、①純資産方式②収益方式③配当方式④比準方式⑤併用方式等に区分し、それをさらに組分けしている(同マニュアルⅢ、5)

### ①純資産方式

純資産方式は、その資産をその時点で評価するかによって次の2つの方法に分けられ

てる。

イ 簿価純資産法

ロ 時価純資産法

このうち、時価純資産法はさらにその時価のとらえ方によって次の3つに組分されている。

(イ) 再調達時価純資産法

(ロ) 精算処分時価純資産法

(ハ) 国税庁時価準資産法

#### ②収益方式

収益方式は、企業をゴーイング・コンサーンのままで評価しようとする評価方法である。この方式は税法で用いられることはないが、企業実務においては多用されている算式方法である。収益による評価は次の2つに区分されている。

a, 収益元法

b, DCF法(DCF: Discounted Cash Flow)

#### ③配当方式

この方式は、配当によって評価すべしとするもので、税法でも次の方式と並んで採用されている評価方法である。この方式もさらに次の3方式に組分される。

イ 配当還元法

(イ) 実際配当還元法

(ロ) 標準配当還元法

(ハ) 国税庁配当還元法

ロ ゴードンモデル法

#### ④比準方式

この評価方法も、事業体の評価を動的状态のままで行うというやり方である。税務では大会社において採用されている算定方法である。ちなみに会計ではさらに次の3つに組分されている。

イ 類似会社比準法

ロ 類似業種比準法(国税庁類似業種比準法)

ハ 取引事例法

#### ⑤併用方式

そのうえで、これらの方式は、可能な限り多くを用いて計算するとともに、事業の概要、会社の状況、株主の状況等を総合的に勘案して、適用すべき評価方法の選択又はそれらに対するウェイト付けの検討を行うとともに、大局的見地から再検討を行ったうえで最終的な鑑定評価額を決定するよう求めている。<sup>(29)</sup>



## 6. 多様な事業体への出資持分の評価のあり方

### (1) 評価の必要性

出資持分に係る評価は、株式会社、有限会社のみならず、合名会社、合資会社、特定目的会社等への出資だけではなく、信託、有限責任事業組合、任意組合、匿名組合等といった多様な事業体への出資等の評価においても必用となる。そしてその評価は、税目的のみならず、これらの組織体の参賀者の脱退、解散、持分譲渡等の際にも必要となってくる。このうち、任意組合及び匿名組合の出資持分に係る評価は、組合の経理方法の如何によって若干異なる。すなわち、組合の経理方法が、財産、損益とも各組合員出資持分に応じて帰属する、いわゆる総額主義によっている場合には、そこで計算された金額がそのまま組合員の出資持分の評価額となる。それに対し損益のネット額のみを組合員に帰属させるいわゆるネット方式によっている場合で、かつ損益分配の割合が出資持分と異なっている場合にはその持分の評価が必要となってくる。

### (2) 多様な事業体の出資持分等の評価のあり方

株式会社などのような方人格を有する事業体の場合に比し、人的結合度の強い多様な事業体の出資持分の評価にあっては、財産的評価と人的側面とを区分して考える必要がある。このうち、財産的評価の側面については、基本的に非上場で、かつ、取引相場のない株式又は出資持分等の評価の考え方がそのまま適用できると考える。しかし、それらの事業体の人的側面部分については、全体の評価において人的側面部分のウエイトをどの程度とすべきか、また、参加者(法人を含む)の個人的能力をどの程度が加味すべきかなど複雑な要因を考慮する必要性が生じてくる。例えば、匿名組合契約や投資事業有限責任組合契約(いわゆるファンド)において、その有力出資者となっていたファンド・マネージャーが脱退等をする場合などにおいて、出資者の個人的な資質、ブランド等やファンド・マネージャーの個性が加味されている当該組合に係る出資持分をどのように評価するかは極めて疑問である。すなわちそのファンド・マネージャーがいることによってファンドの人気があがり、業績もあがっていたと場合はそれらの者の脱退は、当該組合又は、ファンドがたとえ継続していたとしても、その者の脱退により従来どおりの業績をあげることが期待できなくなってしまう可能性が高い。その場合、脱退する者から見れば、自己のブランド使用に見合う分、すなわち自己の出資持分以上の払戻しを受けられると考えることは当然である。

他方、脱退される側又はその者の持分を購入する側からみればたとえ脱退者がどんなに有能であろうとも、その者の出資持分を上回った金額でその持分を購入することはないであろう。それどころか、その後の投資持分の回収が見込めないであろう。出資持分

相当額で購入することについてさえ消極的となってしまう可能性大である。

これを税務面からみれば、このような出資持分の評価の不透明性は、それだけ租税回避の可能性が高いということになる。その結果特に同族間でこの種の取引が行われる場合には厳しいチェックがなされることになる。そしてこれは出資者が個人の場合のみならず法人の場合であっても同様である。また、これらの出資者が個人である場合には、出資持分に係る相続税及び贈与税の評価をどのようにすべきかといった問題も生じてくる。然るに現時点においては、多様な事業体の出資持分等に係る人的側面の評価については、確立された評価方法は存在していない。したがって、現状においては、これを持分評価に反映させることは不可能である。最近、ブランド価値等の分野で徐々にではあるがその評価方法が確立されつつある。そこで、多様な事業体においても、ブランド価値評価の手法等を参考にしつつ、人的側面の評価方法を早期に確立すべきである。

ちなみに、米国では、パートナーシップ持分に係る人的貢献部分の評価については遺産税法における評価と同じ金額を簿価で計上すべきだとされている。<sup>(30)</sup>

なお、多様な事業体の内容は、それぞれの事業体の性格等によって異なるので、画一的な評価方法ではかえって実態を反映しないものになってしまう恐れがある。そこで、企業会議で用いられている評価方法等のひとつである併用方式によることとし、具体的内容として事業体の個々の状況に応じたものとするなどが考えられよう。

## 7. むすび

これまでにみてきたように、多様な事業体は、その使い勝手の良さなどもあって、先進諸国で急速に利用されるようになってきている。

しかし、それらの事業体に対する取扱いが国によってまちまちであり、税務上の取扱いも異なる。さらに、その出資持ち分の評価についても、いまだ確立された評価方法が生み出されていないのに実務上利用が広まっているというのが現状である。

わが国の場合、特にその傾向が顕著である。特に、税務上の対応は、諸外国のそれに比して大幅に遅れているといっても過言でない。しかし、税務上、これらの事業体の評価が税目によって異なるということになると税目の差異に着目した租税回避が可能になってしまう。

多様な事業体への出資に係る出資持分評価の問題は、適正評価とは何かというのを決定するということと同じである。その決定は容易ではないが、少なくとも税務的には、納税者の予測可能を高めるという見地から、統一された評価手法及び適正な評価方法の早期確立が望まれる。

## (参考1)

## 航空機リース税効果試算例(仮説例に基づき試算)

平成16年11月9日政府税制調査会(基礎問題小委員会)提出資料

資料出所：国税庁

<p><b>【前提】</b></p> <p>機体購入価格 40 億円 (出資 10 億円、借入れ 30 億円により資金調達)</p> <p>投資家の出資持分 10%(出資額 1 億円)</p> <p>なお、リース事業以外に毎年 1 億円以上の所得がある(限界税率 50%)</p>	<p>リース期間：6年</p> <p>リース料率：12.5%(投資家 1 人あたりの収入 5000 万円/年)</p> <p>借入金：ノンリコースローン、利息 5%/年</p> <p>原価償却方法：定額法(中古航空機の見積耐用年数 6 年)</p> <p>機体売却価格：25 億円(6 年度初における想定売却価格)</p>
--	---

## 1 リース事業の収益計算

	①リース料 購入	②支払利息 ※ 1	③諸費用	④キャッシュイ ンフロー※ 2	⑤減価償却費 ※ 3	⑥損益(不動 産所得)
1 年度末	5,000	1,500	100	3,400	6,000	△2,600
2 年度末	5,000	1,500	100	3,400	6,000	△2,600
3 年度末	5,000	1,500	100	3,400	6,000	△2,600
4 年度末	5,000	1,500	100	3,400	6,000	△2,600
5 年度末	5,000	1,500	100	3,400	6,000	△2,600
計	25,000	7,500	500	17,000	30,000	△13,000

※ 1 支払利息(投資家一人当たり) = 30,000 万円 × 5% = 1,500 万円

※ 2 キャッシュインフロー = ① - (② + ③)

※ 減価償却費(投資家 1 人当たり) = 40,000 万円 × 0.9 × 1/6 = 6,000 万円

## 2 リース事業からの合計収入(キャッシュフローベース)

キャッシュインフロー合計額 17,000 万円 + 売却収入 24,000 万円

- (出資額 10,000 万円 + 借入額 30,000 万円) = 1,000 万円

※ 売却価格は、投資家 1 人あたりの航空機売却収入 25,000 万円から売却手数料 1,000 万円を控除

## 3 税効果の試算

(1) 不動産所得計上による税効果

1～5年度の累計不動産所得  $\Delta 2,600 \text{ 万円} \times 5 \text{ 年} = \Delta 13,000 \text{ 万円}$

同所得に係る税額  $\Delta 13,000 \text{ 万円} \times 50\% = \Delta 6,500 \text{ 万円}$

(2) 譲渡所得に係る税額

譲渡所得 = [(売却価格 24,000 万円 - 簿価 10,000 万円) - 特別控除 50 万円]  $\times 1/2 =$   
6,975 万円

※ 譲渡所得は、長期譲渡所得に該当することから、譲渡利益の金額の2分の1に相当する金額となる。

同所得にかかわる税額 =  $\Delta 6,500 \text{ 万円} \times 50\% = 3,487 \text{ 万円}$  (端数切捨て)

(3) 税効果合計 =  $\Delta 6,500 \text{ 万円} + 3,487 \text{ 万円} = \Delta 3,013 \text{ 万円}$

(参考2)

(類似業種比準価額の算定方法・・・財産評価基準通達)

類似業種比準価額は、類似業種の株価並びに1株当たりの配当金額、年利益金額及び総資産価額(帳簿価額によって計算した金額)を基とし、次の算式によって計算した金額とする。この場合において、評価会社の直前期末における資本金額を直前期末における発行済株式数で除した金額(以下「1株あたりの基本金の額」という。)が50円以下の金額であるときは、その計算した金額に、1株当たりの資本金の額の50円に対する倍数を乗じて計算した金額とする。(昭44直資3-20・昭47直資3-16・昭58直評5外改正)

$$A \times \left[ \frac{\begin{array}{ccc} b & + & c & + & d \\ B & & C \times 3 & & D \end{array}}{5} \right] \times 0.7$$

上の算式中の「A」、「b」、「c」、「d」、「B」、「C」及び「D」は、それぞれ次による。

「A」=類似業種の株価

「b」=評価会社の直前期末における1株当たりの配当金額

「c」=評価会社の直前期末以前の1年間における1株当たりの利益金額

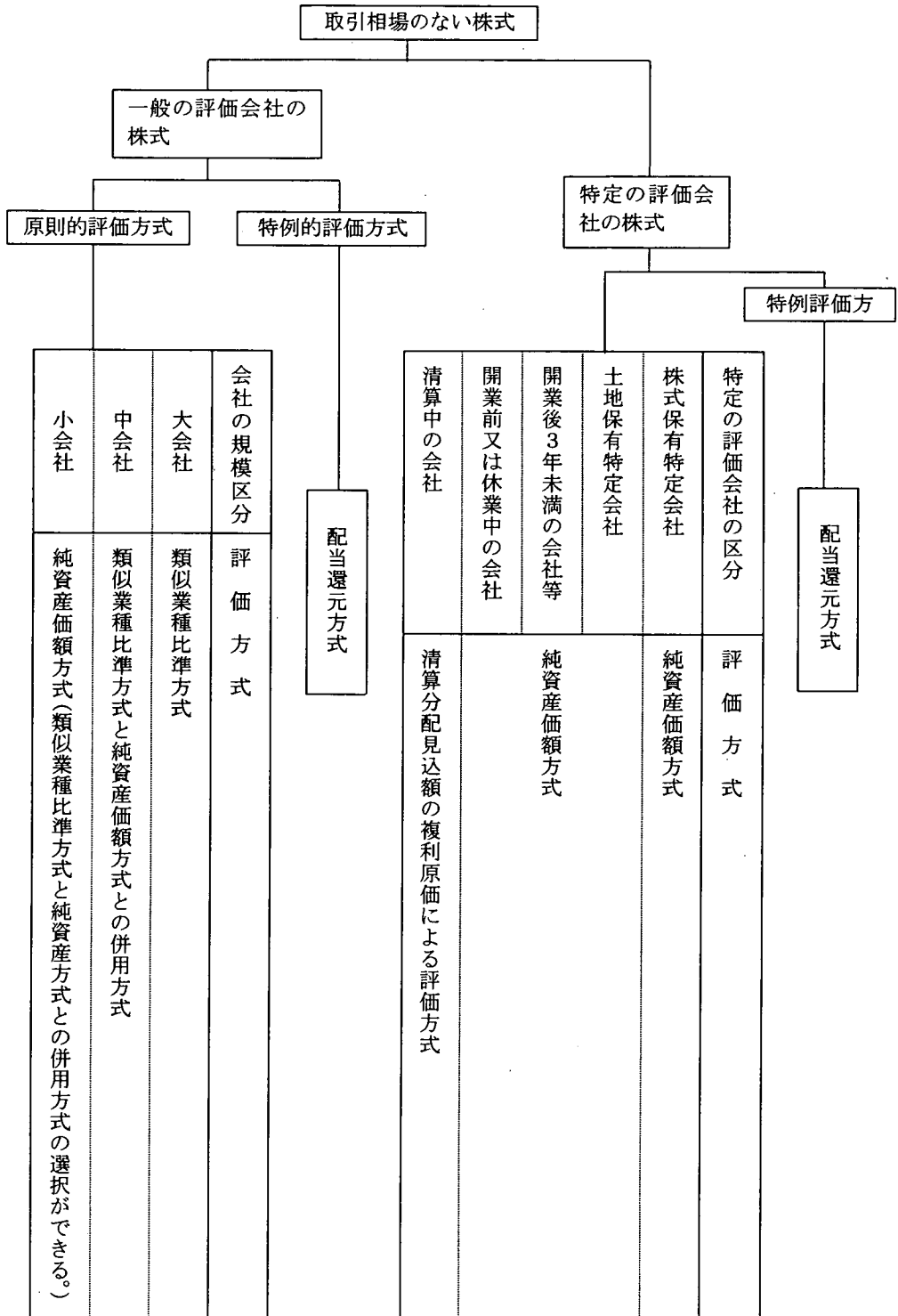
「d」=評価会社の直前期末における1株あたりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)

「B」=課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの配当金額

「C」=課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの年利益金額

「D」=課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)

(参考 3) 取引相場のない株式の評価体系図(概要)



注

- (1) 資産流動化法に基づく特定目的会社
- (2) 最高裁 平成 10 年 4 月 14 日付 判決 民集 52 卷 3 号 813 頁
- (3) 民法 668 条
- (4) 民法 674 条
- (5) 商法 535 条
- (6) 商法 536 条 2 頁
- (7) 平成 10 年 10 月 21 日付 課審 3-41 通産省中小企業庁計画部長からの照会に対する国税庁の回答参照
- (8) 大阪地裁 平成 10 年 10 月 6 日付 判決
- (9) 名古屋地裁 平成 16 年 10 月 28 日付 判決
- (10) 租特法 67 条の 12
- (11) 同法 67 条の 13
- (12) 例えば、平成 16 年 3 月 22 日 朝日新聞
- (13) ちなみに地上権、生命保険解約等については、相続税法で別途評価方法が定められている。
- (14) 昭和 39 年 4 月 25 日付 直資 56・直審(資)17 ちなみに、同通達第 1 章総則(評価の原則)では、時価の意義について次のように規定している。「財産の価額は、時価によるものとし、時価とは課税時期において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額はこの通達の定めによって評価した価額による。
- (15) 同通達 178
- (16) 同通達 180 なお、具体的な計算方式については本稿末尾参考 2 参照
- (17) 同通達 194
- (18) 同通達 194-2 本書き
- (19) 同通達 194-2 ただし書き
- (20) 同通達 196
- (21) 同通達 195
- (22) 信託法 1 条
- (23) 同通達 202
- (24) 同通達 188、188-2
- (25) 詳細については別紙参照
- (26) 同通達 23~25 条-9~(五)
- (27) 同通達 9-1-14 及び 15
- (28) 会社法 136 条~140 条
- (29) 同評価マニュアル N2(5)~(7)
- (30) 例えば、Estate of Strange vs Commissioner 事業(293 F 3d 279 (5th 2002) )  
 なお、米国の遺産税は、わが国の相続税に相当するものがあるが、遺産税においては、納税義務者が相続人でなく被相続人になるとされている。

## 参考文献（和文献）

著者	著書名	出版社	出版年
浅川雅嗣	「コメンタール改訂 日米租税条約」	大蔵財務協会	平成17年
江頭憲治郎	「株式会社・有限会社法」	有斐閣	平成17年
江頭憲治郎、他	「改正会社法セミナー（株式編）」	有斐閣	平成17年
金子 宏	「租税法（第11版）」	弘文堂	平成18年
金子 宏、他	「ケースブック租税法」	弘文堂	平成16年
川田 剛	「日本版 LLP、LLC の理論と税務」	財経詳報社	平成17年
川田 剛	「新日米租税条約を読む」	税務経理協会	平成17年
川田 剛、 徳永匡子	「OECD モデル租税条約、コメンタリー 逐条解説」	税務研究会 出版局	平成17年
國生一彦	「アメリカのパートナーシップの法律」	商事法務研究会	平成3年
佐藤英明	「信託と課税」	弘文堂	平成12年
佐藤英明、他	「租税法演習ノート」	弘文堂	平成18年
中里 実	「金融取引と課税—金融革命下の課税」	有斐閣	平成16年
中里 実	「国際取引と課税」	有斐閣	平成17年
中里 実、 神田秀樹	「ビジネス・タックス 企業税制の 理論と実務」有斐閣	有斐閣	平成17年
平野嘉秋	「パートナーシップの法務と税務」	税務研究会 出版局	平成6年
本庄 資	「タックス・シェルター事例研究」	税務経理協会	平成14年
増井良啓	「結合企業課税の理論」	東大出版会	平成14年
水野忠恒	「租税法（第2版）」	有斐閣	平成17年
水野 勝	「租税法」	有斐閣	平成5年
「組織形態の多様化と所得課税」		租税法学会 租税法研究 30号	平成14年
「パートナーシップの課税問題」		日本税務研究センター 日税研論集 Vol. 44	平成12年
「平成17年版改正税法のすべて」		大蔵財務協会	

## 参考文献（英文献）

<u>著者</u>	<u>著書名</u>	<u>出版社</u>	<u>出版年</u>
Abrams, Howard E.	“Federal Corporate Taxation (3rd Edition)”	The Foundation Press	1995
Balk, Karen C.	“Federal Income Taxation of Partners and Partnership”	West Group	1999
Bark, Karen C.	“Federal Income Taxation of Corporations and Stock Holders”	West Group	1996
Chirelstein, Marrin A.	“Federal Income Taxation (7th Edition)”	The Foundation Press	1994
Doenberg, Richard L.	“International Taxation (6th Edition)”	West Publishing	2004
Ogley, Adrian	“Principles of International Tax”	Interfise Publishing	2000
Scholes, Myron S. and 4 others	“Taxes and Business Strategy (3rd Edition)”	Printice Hall	2005
	“Tax Planning Strategies”	CCH Inc., Chicago	2005